

平成31年度 山口市安心快適住まいの助成事業 助成対象工事一覧表

工事の内容	対象	備考
屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当する外壁、屋根等の断熱改修工事は対象外
雨樋の取替	○	
床、壁、天井材の張替	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当する床、天井材等の断熱改修工事は対象外
ドア、ふすま、障子等の建具や畳の取替、張替	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当するドア交換、衝撃緩和畳の設置等の工事は対象外
ガラス、網戸の交換	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当するガラス交換等は対象外
サッシ、雨戸の設置、取替	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当する内窓設置、外窓交換等は対象外
カウンター、棚の設置	○	
間取り等の変更に伴う壁等の改修	○	
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当する段差解消、手すりの設置等のバリアフリー改修工事は対象外
耐震補強工事	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当する耐震改修工事は対象外
浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当するエコ住宅設備の設置、家事負担軽減に資する設備の設置は対象外
給排水衛生設備工事	○	住宅内の工事に限る
システムキッチンの設置	○	IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限り対象 ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当する家事負担軽減に資する設備の設置は対象外
コンロの取替え工事	○	
ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置	○	ただし、エコキュート等の国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当するエコ住宅設備の設置、家事負担軽減に資する設備の設置は対象外
太陽熱利用機器の設置	○	自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム(太陽光発電を除く) ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当するエコ住宅設備の設置は対象外
太陽光発電装置、蓄電システムの設置	×	
火災報知機の設置	○	
防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための工事	○	
換気扇、換気空清機ロスナイの設置	○	

工 事 の 内 容	対 象	備 考
床暖房設備工事、ペレットストーブの設置	○	ただし、国制度(次世代住宅ポイント制度)に該当する床等の断熱改修工事は対象外
スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	○	
玄関フード、サンルームの増築	○	住宅と一体であること
バルコニーの増築	○	
住宅と同一棟の車庫、物置等の改修、増築	○	
住宅と別棟の車庫、物置等の改修、増築	×	
増築	○	ただし、既存住宅と離れた別棟や渡り廊下でつながる別棟を新增築するものは対象外
併用住宅のうち、住居部分に係る改修、増築	○	
併用住宅のうち、店舗部分に係る改修、増築	×	
門、塀、柵、垣根の設置工事	○	新築工事に伴うもの(築後1年以内)は対象外
スロープの設置工事	○	母屋に接し、段差を解消するものに限る
ウッドデッキ、パーゴラの設置	○	母屋に接するものに限る
電気製品(エアコン、テレビ、照明器具等)の購入	×	
広告、看板の設置	×	
リフォーム工事に伴う廃材の処分費	×	

※この表に掲示のない工事については、個別審査により決定

※その他市の助成を受けたものについては対象外